

岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領

平成18年 4月 1日付け農整第 40号
一部改正平成18年11月20日付け農整第807号
一部改正平成19年 4月 2日付け農整第194号
一部改正平成19年 8月 1日付け農整第451号
一部改正平成20年 4月 1日付け農整第336号
一部改正平成21年 4月 1日付け農整第281号
一部改正平成22年 4月 1日付け農整第149号
一部改正平成23年 4月 1日付け農整第160号
一部改正平成23年10月 6日付け農整第596号
一部改正平成24年 2月 1日付け農整第790号
一部改正平成24年 4月 1日付け農整第171号
一部改正平成25年 4月 1日付け農整第103号
一部改正平成26年 4月 1日付け農整第104号
一部改正平成26年 7月 1日付け農整第316号
一部改正平成27年 4月 1日付け農整第109号
一部改正平成28年 4月 1日付け農整第 47号
一部改正平成28年 4月12日付け農整第120号
一部改正平成29年 3月30日付け農整第958号
一部改正平成31年 3月29日付け農整第1142号
一部改正令和2年 3月27日付け農整第1208号
一部改正令和3年 3月23日付け農整第674号
一部改正令和4年 3月30日付け農整第1502号
一部改正令和6年 1月30日付け農整第923号
一部改正令和6年 3月28日付け農整第1180号
一部改正令和7年 3月25日付け農整第1287号
一部改正令和7年 4月10日付け農整第126号

(総則)

第1 この要領は、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）別表1に掲げる事業のうち団体営土地改良事業、県単独土地改良事業、農村総合整備事業、農地防災事業、ほ場整備事業並びに災害復旧事業中農地及び農業用施設に係る事業の補助金の交付に関する事務取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の採択及び通知等)

第2 事業の採択及び通知等は、次により取り扱うものとする。

(1) 補助事業

国庫補助又は国交付金を伴う事業をいう。

(ア) 知事は、国から予算の割当通知を受けた後、当該事業を実施しようとする者（以下「補助事業者」という。）の所管農林事務所長に対し、地区別の割当内示（第 1 号様式又は第 2 号様式）を通知する。ただし、要綱別表第 5 に掲げる事業（以下「県土連実施事業」という。）にあっては、知事が岐阜県土地改良事業団体連合会（以下「県土連」という。）に割当内示する。

(イ) 農林事務所長は、(ア) の通知を受けたときは、補助事業者に対し、割当内示を通知する。

(ウ) 農林事務所長は、補助事業者に対し (イ) の通知をするときは、知事の定める期日までに岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）第 4 条に規定する補助金交付申請書を提出させなければならない。

(2) 県単独事業

県単独土地改良事業をいう。

(ア) 農林事務所長は、県単独事業（県土連実施事業を除く。）を実施しようとする者「補助事業者」から単独事業採択要望書（第 3 号様式）を提出させ、内容を審査の上、知事に対し予算配分の要求をする。

(イ) 知事は、(ア) の要求を受け補助金配分額を決定し、農林事務所長に対し補助金配分及び予算令達を行う。ただし、県土連実施事業については、知事が県土連へ割当内示をする。

(ウ) 予算令達を受けた農林事務所長は、箇所を指定して予算配分された事業にあっては、補助事業者に対し予算割当内示をし、箇所を指定しないで予算配分された事業にあっては、前記 (ア) により提出された要望書等を総合的に審査、検討の上、補助対象事業箇所を決定し、補助事業者に対し予算割当内示（第 4 号様式）をする。ただし、箇所を指定しないで予算配分された事業であって、1 箇所当たりの補助対象事業費が 3 億円以上の事業については、農林事務所長は、知事に対し箇所決定を要請し、知事の箇所決定後、補助事業者に対し予算割当内示をする。

2 割当内示の通知をした事業について変更が生じた場合は、補助事業者から県単独土地改良事業変更要望調書（第 5 号様式）を提出させ、内容を審査の上、知事に対し予算配分変更の要求をするものとする。

（補助金交付申請書の提出）

第 3 農林事務所長は、補助事業について、規則第 4 条の規定による補助金交付申請書が提出されたときは、書類の内容を審査し、農政部長に第 6 号様式により、その内容を提出するものとする。

（補助金の交付決定の通知）

第 4 規則第 5 条に規定する補助金の交付決定は、補助金交付申請書の内容を審査するほか、次の事項を確認して行うものとする。

(1) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に規定する手続を必要とする事業にあっては、当該手続が完了したこと。

(2) 一般土地改良事業の受益地の転用及び開田等に伴う補助金の返還要領（昭和 47 年 1

月20日付け農計第976号)第3の1に掲げる返還対象事業にあつては、事業開始に際して同要領第5の1の(1)及び(2)に規定する補助金返還額の徴収に必要な措置がなされたこと。

2 規則第7条に規定する補助金の交付決定の通知の様式は、次によるものとする。

- (1) 補助事業(県土連実施事業を除く。)について、東海農政局長から補助金交付決定の通知があつた場合、農政部長は第7号様式及び第7号の2様式により農林事務所に通知するものとする。
- (2) 補助事業にあつては、第8号様式、変更決定の場合にあつては、第10号様式とする。
- (3) 県単独事業にあつては、第9号様式、変更決定の場合にあつては、第10号様式とする。

(事業計画の変更)

第5 事業計画変更承認申請書が提出されたときは、第3及び第4の手續に準じて行うものとするが、農林事務所長は、補助事業については、農政部長に第11号様式によりその内容を提出するものとする。

なお、第4に準じて行う交付決定にあつては、農林事務所長はあらかじめ農政部長と協議しなければならない。

ただし、国交付金(農山漁村振興交付金及び農山漁村地域整備交付金に限る。)の交付を受ける事業については、地区別の補助金に変更のない変更申請にあつては第3に準じる手續は不要とし、農林事務所長が変更交付決定できるものとする。

(補助金の交付)

第6 規則第16条の規定による補助金の交付は、次により交付するものとする。

(1) 補助事業

(ア) 農林事務所長は、要綱第8条第1項の規定による確認をした事業について、規則第13条の規定による実績報告書を受理し、書類の内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(イ) 知事は、県土連実施事業について、要綱第8条第1項の規定による検査を実施するとともに、規則第13条の規定による実績報告書を受理し、書類の内容を審査し、補助金を交付する。

(2) 県単独事業

農林事務所長は、要綱第8条第1項の規定による確認を実施した事業について、規則第13条の規定による実績報告書を受理し、書類の内容を審査し、原則として規則第14条に規定する補助金等の額の確定後において、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第7 要綱第10条第1項の規定による概算払は、次により行うものとする。

(1) 補助事業

(ア) 出来高による場合にあつては、補助金の額に予定出来高を乗じて得た額とする。

補助金（補助対象事業費）× 予定出来高

（イ）公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）による前金払をした場合にあっては、当該前金払額に工事雑費及び事務費又は事務雑費の補助金の額に予定出来高を乗じて得た額を加えた額とする。

補助金（工事費の前払金）＋ 補助金（工事雑費及び事務費又は事務雑費）× 予定出来高

（２）県単独事業

農業農村整備事業、農業用排水機維持管理事業、小水力発電活用支援事業（地域振興支援型・防災機能支援型）及び棚田地域水と土保全基金事業に限って、（１）と同様に概算払ができるものとする。

2 前項（１）及び（２）の概算払額は、補助金交付決定額の 9 割を限度とする。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業を除く。また、第 4 四半期にあっては、この限りではない。

なお、第 4 四半期において概算払請求時以前（当該年度の 2 月 15 日以前）に完了した事業については、精算払とする。

3 概算払請求書の提出期限は、原則として災害復旧事業中農地及び農業用施設に係る事業を除き次のとおりとする。

第 1 四半期分 5 月 15 日（土地改良区機能強化支援事業に限る。）

第 2 四半期分 8 月 15 日

第 3 四半期分 11 月 15 日

第 4 四半期分 2 月 15 日

ただし、農業用排水機維持管理事業は 3 月 15 日とする。

4 農林事務所長は、補助事業に係る概算払請求書を受理したときは、書類の内容を審査し、第 12 号様式及び第 13 号様式により農政部長に提出するとともに、概算払を行うものとする。

5 知事は、県土連実施事業に係る概算払請求書を受理したときは、書類の内容を審査し、概算払を行うものとする。

6 県単独事業（農業農村整備事業に限る。）

農林事務所長は、県単独事業（農業農村整備事業に限る。）に係る概算払請求書を受理したときは、書類の内容を審査し、概算払を行うものとする。

（補助金の額の確定及び通知）

第 8 補助金の額の確定及び通知は、規則第 13 条に規定する実績報告書に基づき、次により行うものとする。

（１）県土連実施事業を除く事業

農林事務所長は、実績報告書が提出されたときは補助事業内容の確認後、適正であると認められる場合は補助事業者に対し、補助金の額の確定通知（第 14 号様式又は第 15 号様式）を行うものとする。

（２）県土連実施事業

知事は、実績報告書が提出されたときは補助事業内容の確認後、適正であると認めら

れる場合は補助事業者に対し、補助金の額の確定通知（第１４号様式又は第１５号様式）を行うものとする。

（重要物品の購入）

第９ 農林事務所長は、補助事業者が補助事業の遂行に当たり、１件当たりの取得価格が５０万円以上の物品（以下「重要物品」という。）を購入しようとするときは、補助事業者から農業農村整備事業関係重要物品購入計画表（第１６号様式）を事前に徴収し、書類の内容を審査し、経由印を押印の上、知事へ提出するものとする。

（帳簿等の整備及び保存）

第１０ 知事及び農林事務所長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる帳簿等を整備及び保存させるよう指示し、指導するものとする。

- （１）現金出納に関する帳簿
- （２）経費の整理に関する帳簿
- （３）負担金又は賦課金の徴収を証する帳簿
- （４）出役を証する帳簿
- （５）工事用資材等の検収及び受払いを証する帳簿
- （６）工事日誌
- （７）工事の出来高を証する帳簿
- （８）工事の施行を示す写真
- （９）その他必要な書類

（実績報告）

第１１ 農林事務所長は、補助事業について、要綱第９条第２項に基づく期日までに事業別の管内地区について国の補助金（又は交付金）交付要綱に準じた様式によりとりまとめの上、補助事業等の完了の日から起算して２５日以内又は当該補助金の交付決定のあった翌年度の４月７日までのいずれか早い日までに第１８号様式により農政部長に提出するものとする。ただし補助金の全額を概算払いによって交付した事業にあっては、当該補助金の交付決定のあった翌年度の５月１０日までとする。

２ 農林事務所長は、県単独事業（農業農村整備事業に限る。）について、毎年度６月、９月及び１２月末日現在の補助金交付状況を第１９号様式により、農政部長に報告し、翌年度４月５日までに第２０号様式により、農政部長に実績一覧表を提出するものとする。

３ 農林事務所長は、県単独事業（農業農村整備事業を除く。）について、翌年度４月５日までに第２１号様式により農政部長に提出するものとする。

（事務費の取扱について）

第１２ 農林事務所長は事務費使途計画書が提出されたときは、書類の内容を審査し、農政部長に報告（第２２号様式及び第２３号様式、第２４号様式）するものとする。

２ 前項により報告したのち、事務費の総額又は使途内訳の変更が提出された場合で、次の各号に該当するときは、前項に準じて報告するものとする。

(1) 事務費を変更する場合

(2) 使途内訳のうち食糧費を増額する場合

3 事務費の使途実績についても、1に準じて報告するものとする。

(実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定年度の翌年度の5月10日までとする。)

4 報告の対象となる事務費は、当該年度執行分とし、その範囲は、次のとおりとする。

(1) 当該年度に割当内示された事務費

但し、国庫債務負担行為分については、当該年度割額に係る事務費とする。

(2) 当該年度に繰越された事務費

附 則

1 この要領は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 岐阜県農山村整備事業補助金交付事務取扱要領（平成13年4月1日付け農整第2号）は廃止する。

3 この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成17年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成19年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成18年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成20年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成19年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成20年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成21年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成２３年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成２２年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領による改正後の岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領は、平成２３年１０月６日から適用する。

附 則

この要領による改正後の岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領は、平成２４年２月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２４年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成２３年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成２５年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成２４年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成２６年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成２５年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領による改正後の岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領は、平成２６年７月１日から適用する。

附 則

この要領は、平成２７年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成２６年度の予算に係る補

助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成 27 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成 29 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成 28 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、平成 31 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成 30 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、令和 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた平成 31 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、令和 3 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた令和 2 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、令和 4 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領による改正後の岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領は、令和 6 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた令和 5 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要領は、令和 7 年度分の予算に係る補助金から適用する。

この要領の制定前に、前項に掲げる要領に基づいてなされた令和 6 年度の予算に係る補助金についての交付事務その他の行為は、この要領の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。